**高崎総合医療センターにおける研究活動の不正行為に係る告発・相談受付窓口の設置**

**について**

「独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける研究活動の不正行為の取扱いに関する要領」に基づき、以下のとおり告発・相談受付窓口（以下通報窓口という。）を設置します。

　名　称　　研究活動の不正行為に係る通報窓口

　場　所　　〒３７０－０８２９

　　　　　　　群馬県高崎市高松町３６

　　　　　　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター　管理課

　担　当　　管理課長

　電　話　　０２７－３２２－５９０１

　　　　　　※電話による受付時間は、平日8：30～17：15です。

　ＦＡＸ　　０２７－３２７－１８２６

告発に関する注意事項

　当通報窓口は、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターに所属する研究者等についての研究活動に係る不正行為を対象としています。

　告発者の氏名及び連絡先をはじめ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正とする科学的合理的理由、使用された公的研究費等について慎重かつ公正に確認させていただきます。原則としてこれらの情報が確認できない場合や、告発内容の信憑性が疑われる場合には、告発の受付は致しません。

　当通報窓口に連絡をいただいた段階では、告発は受付されておりません。告発内容を精査した上で、告発を行った方に受け付けた旨明示します。また、調査に当たって告発を行った方にご協力をお願いする場合があります。なお、高崎総合医療センターでは告発者及び調査協力者に対して、情報提供等を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをすることを禁止しています。

　調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発を行った方の氏名の公表・処分等があり得ることを申し添えます。